

## 「解雇等により住宅の退去を余儀なくされる方への県営住宅の提供」及び「収入が著しく減少した県営住宅入居者の方への家賃の減額及び徴収猶予」について

解雇等により、住宅の退去を余儀なくされる方に対し、県営住宅の提供を行います。また、収入が著しく減少した県営住宅入居者の方に対し、家賃の減額、徴収猶予の負担軽減措置を行います。

### 1 県営住宅の提供について

#### (1) 入居対象者

香川県内に在住又は在勤の方で、雇用先から解雇や雇止めされた方又は勤務日数の減少などにより収入が著しく減少した方で、現に居住している住宅から退去を余儀なくされる方又はその同居親族に該当することが、解雇通知等で証明される方。

#### (2) 提供団地・住戸について

「3 お問い合わせ・申込先」に記載の連絡先にお電話でお問い合わせください。

#### (3) 提供期間

6か月（目的外使用許可）

※入居者の事情により6か月ごとに更新し、最長2年間までの延長が可能

#### (4) 使用料・敷金等

使用料は、通常の県営住宅の家賃算定額を適用します。（減免制度あり）

敷金・連帯保証人は不要です。（光熱水費や共益費は自己負担になります。）

### 2 県営住宅家賃の減額及び徴収猶予について

#### (1) 対象者

県営住宅に入居中の方で、収入が著しく減少した方。

#### (2) 家賃の減額

所得に応じて決定される県営住宅の家賃について、収入が著しく減少した方の所得を減少した額で再認定を行い、家賃額の見直しを行います。（既に一番安い家賃になっている方は、対象外となります。また、審査の結果、家賃が減額とならない場合もあります。）

(3) 家賃の徴収猶予

入居者の事情に応じて実施します。

3 お問い合わせ・申込先（土・日・祝日を除く 8：30～17：15）

高松市番町四丁目1番10号

香川県土木部住宅課 県営住宅グループ

電話：087-832-3581 FAX：087-806-0247